

住宅リフォーム事業者登録制度登録者マーク取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、住宅リフォーム事業者登録制度要項（以下「制度要項」という。）第14条第1項の規定による事業者の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）であることの表示（以下「登録者マーク」という。）の適正な使用を確保するため、同条第2項の規定によりその取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 登録者マークの色、形状等は、別表に掲げるとおりとする。

(使用の基準)

第3条 登録事業者は、その有効期間において、住宅リフォーム事業者登録制度及び自ら行う住宅リフォーム事業の広報を目的としたポスター、チラシ、パンフレット、名刺等に登録者マークを使用することができる。

(使用料)

第4条 登録者マークの使用料は無料とする。ただし、登録者マークの使用に要する経費は、登録者マークを使用する登録事業者（以下「使用事業者」という。）の負担とする。

(苦情等の処理)

第5条 登録者マークの使用に関し、苦情等が発生した場合は、使用事業者がその責任において必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する苦情等については、茨城すまいづくり協議会（以下「協議会」という。）は一切の責任を負わないものとする。

(適正な使用の確保)

第6条 協議会は、使用事業者に対し、必要に応じて登録者マークの使用に関する報告を求めることができる。

(使用の中止)

第7条 協議会は、使用事業者が次の各号のいずれかに該当した、又は該当するおそれのある場合は、当該使用事業者に対し登録者マークの使用の中止を命じることができる。

(1) 制度要項第13条の規定により登録が取り消されたとき。

(2) 登録者マークを不正に使用したとき。

(3) その他、住宅リフォーム事業者登録制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の登録者マークの使用中止により、直接又は間接に生じた損失については、当該使用事業者が自ら負担するものとし、協議会は、損害賠償責任を一切負わない。

(その他)

第8条 使用事業者は、この要領に定めるもののほか、登録者マークの使用にあたり疑義が生じた事項については、別途協議のうえその指示に従うものとする。

付 則

この規定は、平成29年 9月 1日から施行する。

別表

<p>色, 形状</p>	<p>DIC17版:125 C:0/M:14/Y:100/K:0</p> <p>DIC17版:120 C:0/M:68/Y:100/K:0</p> <p>DIC17版:171 C:56/M:0/Y:95/K:0</p> <p>黒 K:100</p> <p>印刷の時のCMYK割合</p> <p>PG上での DICカラー指定</p> <p>茨城すまいづくり協議会 リフォーム事業者登録</p> <p>有効期限: 2019.10</p> <p>茨城すまいづくり協議会 リフォーム事業者登録</p> <p>有効期限: 2019.10</p> <p>C:56/M:0/Y:95/K:0 ※マーク内グリーンに準ず</p>
<p>規格 (縦型)</p>	<p>0.635A</p> <p>A</p> <p>0.43B</p> <p>0.57B</p> <p>0.21B</p> <p>B (0.89A)</p> <p>0.65B</p> <p>0.03A</p> <p>0.5A</p> <p>0.39A</p> <p>r=0.46A</p> <p>36°</p> <p>55°</p> <p>25°</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>E</p> <p>メイリオBold</p> <p>茨城すまいづくり協議会</p> <p>D</p> <p>D</p> <p>2</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>3</p> <p>有効期限: 2019.10</p> <p>D</p> <p>小塚ゴシックPro C:56/M:0/Y:95/K:0 ※マーク内グリーンに準ず</p>
<p>規格 (横型)</p>	<p>F</p> <p>E</p> <p>E/3</p> <p>D</p> <p>E/2</p> <p>E</p> <p>E/4</p> <p>E</p> <p>有効期限: 2019.10</p> <p>小塚ゴシックPro</p>